

国民健康保険制度改革（国保広域化）について

保健福祉部

1 改革の背景

国民健康保険は、無職者、非正規雇用労働者等の低所得者の加入者が多い、年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、財政運営が不安定になりやすい小規模市町村が多いといった問題を抱えており、運営は厳しい状況に置かれている。

このような状況を踏まえ、国が約3,400億円の財政支援の拡充を行うとともに、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保制度の安定化を図ることとなった。

2 概要

都道府県は、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等、国保運営について中心的な役割を担うとともに、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が行う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

市町村は、被保険者の資格管理、保険給付の決定、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。

3 本市の保険税率

この制度改革では、被保険者の負担が急激に増えないよう、増加率に一定割合の上限を設ける激変緩和措置が講じられ、保険料（税）の上昇が抑制されることとなっている。この激変緩和措置後の本市の一人当たり標準保険料は、平成29年11月30日時点の試算で、平成28年度と比べて約3千円上昇するという結果となっているが、平成30年度の本市の保険税率については、県から示される確定後の標準保険料率、国保事業費納付金額を踏まえ改定について検討していく。